

規則に従うということ

浅岡, 慎一
九州大学大学院 : 博士課程 : 哲学

<https://doi.org/10.15017/1430793>

出版情報 : 哲学論文集. 32, pp.77-94, 1996-09-25. 九州大学哲学会
バージョン :
権利関係 :

規則に従うということ

浅岡慎一

一、はじめに

ワイトゲンシュタインの「言葉の意味とは言語におけるその使用である」(『哲学探究』四三節)という象徴的命題は、「意味の客観性」に関する半ば常識化した考え方に対するアンチラーゼである。例えば、「白い」という語の理解はあらゆる事物に対して「白い」という語が適用されるか否かを峻別するものであり、足し算をマスターするということは「+」記号で繋がれた数の和を算出できるようになることである。この場合、我々は無限の対象についての知識を直接有するわけではないから、むしろ、我々は教えられた(既知の)実例を越えて、初対面の事物について白いかどうかを判ずる能力(基準)を有すると見なす方が妥当なように思える。だが、数学の客観性という観点から言えば、そのような能力や実際の計算行為とは無関係に——たとえ誰も計算しなくとも——数式の答はすでに決まっているのではないか。その意味では、白いか否かも、

規則に従うということ

我々の観察や能力とは無関係に決まるのではないか。こう考えるならば、もはや意味の何たるかは、我々の実際の使用とはかけ離れたところに求められていることになろう。

このような、いわば「意味は自分で自分の面倒を見る」という考え方、我々と意味を遮断する思考法は、決定的な困難を孕んでいる。意味が確立されることで一義的に確定する無限の適用は、いったい何処でそう決定されているのか。頭の中や心の内のような有限の枠内に収まりきらないものであるならば、つまり内界でも外界でもない第三世界のような次元で決定されているとしたら、我々の理解はいかにしてそこに到達しうるのか。逆に、意味の側から言えば、そのような適用の決定がいかにして我々の言語使用に対する拘束や支配力を及ぼしうるのか。「この場合、正しい使用はかくあらねばならない」と言わしめるものは何なのか。結局の所、我々とは独立に存立する意味の世界は、どこまでいつても我々の手の届かぬもの、我々とは無縁のままに終わるのではないか。

このような観点から、言語行為の捉え直しに取り組み、我々の意味理解の実像にどこまで肉薄できるか、という問題意識の下、ワイトゲンシュタインが展開しているのが、言語をその使用の仕方（規則）という観点から捉えようとする考察である。無論、あらゆる言語行為が「ゲーム」という概念の下に包括されると同じく、それは「規則」の多様な役割に関する考察の形態を取りながら、意味の何たるかに関する示唆を多分に含むものである。彼の考察の到達した地点、具体的には「生活形式の一致」と「規範」の問題との連関を見極めることが小論の課題である。

二、正当化と「岩盤」

我々の規則把握が「我々の行為に論理的に先行する無限の適用の一覧表」を直接有することではないとしても、何らかの形でそれにアクセスできなければならぬはずであり、我々は規則の意味を解釈することによって正しい適用の仕方を理解

するのである——このような通俗的理解との対比によって、ワイトゲンシュタインの規則論は我々の規則理解（意味理解）の実像を我々に示している。

我々のパラドックスは、どんな行為の仕方（何らかの解釈をもつてすれば）その規則と一致させることができるのだから、規則は行為の仕方を決定的でない、というものであった。……ここには一致も矛盾も存在しない。

ここに誤解があることは容易に見て取れる……実は、解釈ではないような規則の把握があり、それは、規則が適用される事例に応じて、我々が何を「規則に従う」と呼び、何を「規則に背く」と呼ぶかということの内におのずと現れている。（二〇一節）

我々は通常、規則はその正しい使用（と誤った使用）を厳格に（一義的に）確定するものと考えている。しかし、ワイトゲンシュタインはパラドックスという形で、そのような規則へのアクセスが不可能であり、規則（に従うこと）の理解が常に多様な解釈を許容することを示した。つまり「君がどれほど多くの規則を私に示しても——私は君にその規則の私流の使用を正当化する規則を与える」ことが可能なのである。ここで、「唯一つの解釈のみが正確な理解であり、その他は誤っている」と考えて、規則の理解を「解釈の優劣」に還元しようとする試みは、結局は規則の解釈（規則を規定する規則）の問題に止まり、依然として解釈の多様性は払拭されない。こういった方向の思考が無限後退へと至るのは明らかであり、それゆえ、規則は「規則に従っている」と呼ぶべき行為を唯一つに決定できないことになるのである。

しかし、このような考え方は二〇一節の後半で「誤解」であると診断される。つまり、パラドックスは「規則の理解＝解釈」という前提に立つ場合にのみ生じるのであり、実際我々はそれとは異なる仕方での規則へのアプローチを有するのである。それでは「解釈に基づかない規則把握」とは一体どのようなものか？ それがいかにして可能なかを、ワイト

ゲンシユクイン自身は、直接には多くを語っていない。その手掛の一部は、続く二〇二節において「規則に従う」ということは実践である」「規則に『私的に』従うことはできない」というように与えられている。別の箇所では「訓練」「慣習」「制度」「技術」等の概念を用いて、時には動物的反応として、時には文化的遺産の集積として、あらゆる要素を含みつつも「盲目的に規則に従っている」(二一九節)としか言いようのないさまが描かれている。もはや規則によっては規定されえないような一致の仕方が存在し、そのような根源的規則に従っているのでなければ、規則とその適用の間隙を埋めることはできない。この水準においては、「實際問題として何故か我々は極端な不一致や逸脱に遭遇していない」という単なる事実確認の他には、もはやいかなる説明も正当化も存在しえないのである。

「いかにして私は規則に従うことができるのか」——これが原因を問うたものではないとすれば、それは私が規則に従ってかく行爲したことに對する正当化を問うたものということになるだろう。

だが、根拠付けをし尽くしたならば、私はもはや確固たる岩盤に達しているのであって、私の鋤も跳ね返される。そのとき、私は「とにかくこうやっていい」と言いたくなる。(二一七節)

我々の誤りは、事実を根源的現象と見るべきところで、つまりこのような言語ゲームが行われている、と言うべきところで、説明を捜し求めることである。(六五四節)

このような、我々の正当化の試みが最終的に辿り着く「解釈ではない規則理解」について、あえてさらに問いを重ねるならば、表面上は「いかにして私は規則に従うことができるのか」という形式を持続しつつ、問いの意味は——原因を問うものへ——変質せざるをえない。パラドックスを論理的な可能性(可能な選択肢)の多様さとして捉えるならば、確かに、規

則は論理的には行為の仕方を決まできない。しかし、因果的な解答としては、「それは私の行為本能と諸訓練の結果なのである」というように与えることができよう。つまり、生まれ持った（生物学的）本能と、先達から教え込まれ、人々の中で自然に培われた習慣によって、我々の行為はある範囲に制限され、「一定の仕方で反応する」（一九八節）ような慣性（傾向性）を持つに至ったのである。⁽³⁾

「(数列の)続行は、もともと全部がすでに行われている」と言われるとき、それはすなわち、私がいかなる選択も行わないということに他ならない。……

規則に従っているとき、私は選択をしない。

私は規則に盲目的に従っている。

だが、この象徴的な命題はどういう目的で言われているのか。それは因果的連関と論理的連関の差異を際立たせるために他ならない。（二一九・二二〇節）

我々の行為をある限られた方向へと導く、この因果的連関（のもたらす慣性）が論理的な拘束（支配力）と誤解されるとき、規則の内によつての適用例が何らかの形ですでに書き込まれてあり、規則から適用が読み取れる、と思われてしまうのである。つまり「規則の無限の適用の一覧表」「鉄道のレールのような無限の確固たる数列の拡張」といったミスリーディングなヴィジョンは、実のところ、「規則に従っているときは選択をしない」ということの象徴的な表現でしかなかったのである。

「ある奇妙な仕方とその適用そのものがある意味で現に存在している」……君の言っていることの誤りは「奇妙な仕方」という表現にだけある。（一九五節）

しかし、ここではまだ通俗的理解に潜む矛盾が明らかにされただけであり、我々は規則の「規範性」や「妥当性」について、いまだ明確（健全）なヴィジョンを獲得するに至っていない。「無限の適用の一覧表」との比較によって適用の正誤や規範が成立するのだけければ、我々は、いったいどのようなようにしてそれらの概念を得ることができのだろうか。その答の解明は「（本能と訓練に裏打ちされた）ある種の傾向性」という像だけでは不十分であり、さらなる読解を要するように思える。

三、生活形式の一致

我々の問題は、一言で言えば、ウイトゲンシュタインの言う「岩盤」のイメージをどれだけ正確に捉えることができるか、ということである。そこで、正当化が尽くされた水準における「生活形式の一致」の何たるかから考察を始めてみよう。

「それでは君は、人間たちの一致（合意）が、何が正しくて何が間違っているのかを決定する、と言うのか」——人間たちが言うことは、正しかったり間違っていたりする。だが、その言語においては、人間たちは一致している。それは意見の一致ではなく、生活形式の一致なのである。（二四一節）

続く二四二節では、「定義の一致だけでなく、判断の一致が言語の可能性の条件として挙げられている。このような、もはや正当化不可能な水準における一致（『岩盤』）によって我々の言語ゲームが支えられている、という事実はどういう正確さをもって理解されるべきなのか。」「盲目的に規則に従っている」にも関わらず、「正当化なしに語を使用する」ということは、それを不当に使用することではない」（二八九節）という主張を「規則に『私的に』従うことはできない」（二〇二節）という命題と直結させるS・クリプキの『探究』解釈を、ここでは取り上げてみよう。

我々の言語使用が、つきつめれば結局の所、まったく根柢なき基盤の上に成り立つものであるということは、前節で確認したとおりである。クリプキ流に時間軸を導入して表現すれば、我々の意味理解と言語行為は「ある時点において私の心の中に何が存在している」と、未来において私は自由にそれを違つた仕方でも解釈しようと思われる⁽⁴⁾という懐疑論的パラドックスを免れることができない。要するに、過去・現在・未来にわたり同じ規則に従つていることを補償する客観的事実、語の適用を一義的に規定しようような「法外な事実」(一九二節)は存在しないのである。このような「闇の中の正当化されない跳躍」⁽⁵⁾にすぎない我々の言語使用が、それでもなお「不当ではない」と見なされうるのは何故か。クリプキはその可能性を二〇二節で言われている「私的」でない正当性の基準に見出し、それを「共同体の他の成員との一致・不一致」として捉えている。(ただし、これ自体は「生活形式の一致」そのものではない。)このような補償策(懐疑論的解決)は、M・ダメットに倣い、真理条件説から発話条件説——言明可能性条件(assertability condition)ないし正当化条件(justification condition)⁽⁶⁾——への転換による、我々の意味(の正当化)に関する考え方の改革を要請する。

ある人があることを意味しているという主張を正当化するのに必要なことはただ、それらの主張が正しく主張されるような状況が存在し、それらを主張するゲームが我々の生活において一定の役割を果たしているということにある。これらの主張に「事実が対応している」という想定は必要ではない。⁽⁷⁾

このような全面的な非事実主義から得られる帰結は、あくまでも「もし皆がある答に同意するならば、誰も」その答は間違っている」という主張が正当化されているとは思わない」ということであつて、決して「ある計算式に対して言語共同体のすべての成員が与える答が正しい答である」ということではない。事実は全く逆に、我々が行動・反応において一致するかどうかという生(なま)の事実があり、それこそが我々の言語ゲームを支える「生活形式の一致」に他ならないのである。

我々の行為は自動的・盲目的なものであり、逐一チェックや他との比較を意識して統御されているのではない。(十分な訓練の結果、たまたま概ね一致しているにすぎない。)しかし、我々の行為は共同体によるチェックに対して開かれており、極端な不一致や逸脱した行為は共同体によつて是正される、という意味で、「不当ではない」のである。

ならば、そのようなチェックの果たす「役割」とはいかなるものか。共同体は個人について「彼は規則に従っている」「彼は意味を理解している」と認めることで、自分たちと同じように語を用い、計算をする者として期待し、彼を暫定的に共同体に受け入れるのである。「共同体から切り離されて考えられた個人については、規則に従っている、と語ることはできない」という帰結が、私的言語論との兼ね合いで、ロビンソン・クルーソーのような孤独な行為者の規則遵守の可能性にまで拡張されている点に、クリプキの言う「受け入れ」の意味が鮮明に見出される。

もし、我々がクルーソーを、規則に従っている、と考えているならば、我々は彼を我々の共同体に受け入れ、そして、規則に従っている、ということについての我々の基準を彼に適用しているのである。⁽⁸⁾

この説明はクリプキにとつて両刃の剣である。これでは、個人の言語使用と公共言語の関係をある種相対的なものと見なさざるをえないのであり、特にロビンソン・クルーソーのケースにおいては、どんな公共言語があてがわれるかということは彼自身とはまったく無関係な問題になってしまう。つまり、クリプキのような(第三者的な)視点からの説明だけでは、「規則に従う」ということは実践である」ことを、すなわち、我々が自らの言語使用について自覚している妥当性や規範性を、説明できないのである。我々の「こうせねばならない」という判断には——教育の初期段階を除けば——必ずしも他人との比較やチェックだけには尽くせない何かがあるように思える。むしろ、個々の適用だけでなく、そのような規範の意識においても一致しているからこそ、言語における意志疎通が可能になるのではないか。しかし、そのような一致を支える公共言

語や共同体そのものについてクリプキは何も語っていないのである。

我々が訓練によって獲得したものはいったい何なのか。規則を把握する前と後では、我々の内にどのような変化が生じたのか。また、その変化の前後において、本当に同じ意味で、内面的には「規則に従っていると信じること」と「規則に従っている」ことは区別できないのだろうか。クリプキは訓練による一致の形成を当然視し、簡単に個人から共同体へと移行しているため、これらの点を明らかにしていない。だが、問題はそれほど単純ではない。⁹⁾むしろ、ここで言われている「私的に規則に従うこと」とは、現実には「実践」されている仕方以外の「論理的に可能な他の従い方」を指すのではないか。つまり、そのような非現実的な形の規則遵守を、我々の「生活形式」は何らかの形で本質的に——実際の教育の初期段階における試行錯誤の矯正ではなく、もつと原理的・構造的な不可能性として——排除しているのではないか。その裏返しだが「規則自身による無限の適用の算出」(ルールや一覽表のイメージ)に映るのではないか。「適用における一致(不一致)」と「なぜか一致するというどうしようもない事実」だけではなく、もつと強い意味で(両者を繋ぐものによって)保証されているからこそ、「正当化(根拠)を欠いていても不当ではない」と言えるのではないだろうか。

四、「基準」の概念

我々に残された課題は、共同体が個人の言語使用を解釈する適切な座標軸となりうるような、つまり言語行為の規範性や妥当性について十全な説明を与えうるような、強い結び付きを共同体と個人の言語使用の間に正しく見て取ることである。そのためには、クリプキが直接問題にしなかった「いかにして公共言語や言語共同体は可能になるか」ということを解明しなければならない。個人の言語使用と公共言語との関係が相対的ではないということは、例えば、教育の場面に見て取ることができる。

人は、他人がゲームをしているのを見ながら、ゲームを学ぶ。……観察者は、どうやってプレイヤーの間違いと正しいゲームの行為を区別するのか。——これについては、プレイヤーの振る舞いに特徴がある。(五四節)

彼はこうした言葉の説明を……正しく理解したり、誤って理解したり、まったく理解しなかったりする。そして、そのいずれであるのかを、彼は……その語を使用する際に示すであろう。(二八八節)

つまり、生徒が規則を読み取るのも、またその理解を教師が見て取るのも、共に実際に言語を使用する実践の場面(言語ゲーム)に他ならないのであり、そこには「振る舞いという基準」(二六九節)が存在するのである。それゆえ、この「振る舞い」という基準は、クリプキがロビンソン・クルーソーに用いたような、共同体から個人に一方的(任意)に適用される判断基準ではなく、双方向的な関係において成立(共有)するものである。しかも、「基準」が「定義」に関わるものとして、経験的に確認される単なる「徴候」と区別されていることからしても(三五四節)、振る舞いとその理解とが推論を介さない直接的で強固な関係を有するということは明らかである。

このような「基準」の適用のされ方を解明し、またそれと関連して、公共言語がどのようにして成立するか、という問題に着手する上で、C・ライトの解釈法が一つの手掛りとなるだろう。⁽¹⁰⁾ ウイトゲンシュタインが言語ゲームの成立条件に挙げた「判断の一致」の「判断」とは、ライトによれば、「形、色、音の大きさや高さ、触感、味、臭い、寒暖、時間的前後」等、もつとも直接に知覚されるものに関する非推論的な判断であり、そこからより複雑な判断が構成される。このような、判断一般の基礎をなす「基礎的判断」、もはや別の概念によって分析することができない「基礎的概念」については、「通常の(知覚)状況でこれらの概念を含む言明を肯定ないし否定する能力を欠いている者は、それを理解していると見なすことはできない」⁽¹¹⁾ ということ以外にそれを保証するものは何もない。つまり、「個人のレベルでは意味の客観性を保持しえないから共同

体との一致に訴える」(クリプキ)としても、それはあくまでも客観性の代用品でしかなく、しかも、共同体それ自体にとっては客観性の代用品(従うべき権威)すら存在しないのである。要するに、個人だろうが共同体だろうが、意味の客観性が保持しえないことに変わりはないのである。ライトは、こういった「基礎的判断は意味の客観性を欠く」という反実在論的立場をワイトゲンシュタインに帰し、彼の言う「判断の一致」を、意味の客観性を否定した、次のような原則として記述する。¹²⁾

原則P…基礎的言明Sの真理について人々に広範な一致が存在する条件の下で、

・ Sに含まれる概念について正常な教育を受けている

・ 正常な機能、知覚条件を有する

と見なす正当な根拠を有する者は、Sを真と見なす十全な根拠を有する。

このような原則Pによって、逆に、公共言語はその存立の場(可能性)を与えられる。基礎的言明の客観性が保持しえないということは、その言明の内容(真理条件)が我々の言語活動の進行(反応における一致)を通して決定されるように常に開かれていることを意味する。つまり、この基礎的な反応の傾向性は、それ無くしては我々の言語は存在しえないような人間が共有している文化的な遺産なのである。このような見解は、「受け入れられるべきもの、与えられるもの」(二二六頁)という「生活形式」の規定にも合致しているように思える。

だが、ライトの見解にも問題がないわけではない。確かに、一人称(自分自身)の意味行為に関する限り、ライトはクリプキ(の懐疑論)を適切に批判している。¹³⁾クリプキの懐疑論は、人が何かを意味するという事実を直接に捉えることは不可能であり、行動や内観状態の観察に基づいて推論するしかないという(暗黙の)前提の下に、そのような推論の問題点(不

可能性)を指摘するものである。しかし、アンスコムが主張するように、我々は自分の意図(例えば、何を意味しているのか)をいかなる観察も経ずに知っているのであり、我々の意図や意味していたことを示す証拠(事実)は、そもそも存在しないのである。¹⁴⁾それゆえ、証拠からの推論という過程は本来意味行為の一人称モデルには含まれていないのであり、クリプキはその点を誤解している、というライトの批判は妥当なものであろう。

他方、三人称(他者)の意味行為について、他人が何を意味しているのかということとは、結局はその人の振る舞いに基づいて知るしかない、とする点で、両者は共通している。しかし、問題はこの「振る舞い」が何を意味するかである。クリプキの場合、他人の意味理解や概念の所有はすべて、その振る舞いから推論される。この場合、振る舞いそれ自体は非意味論的な事実、問題の概念から中立的な「無色」の状態にあり、それゆえに共同体はそれを公共言語で解釈(翻訳)せねばならないのである。(この解釈に再び多様性が生じることで、個人の言語と公共言語の関係は相対的なものとならざるをえない。)これに類する思考法を、ライトの構成主義的な見解は完全には払拭しきれないように思える。基礎的判断が判断一般の基礎を形成し、その正しさを補償するということは、結局、我々に入手できるのは「無色の振る舞い」という基礎的な情報であるということの意味する。しかし、そのような中立的なデータから諸々の判断に到達(構成)する手順がどのようなものであれ、それは他人の振る舞い(という基準)から、推論によつてではなく直接に、彼が規則に従っているということや規則に反しているということを見て取ることになるのだろうか。「内的過程」は外的基準を必要とする(五八〇節)というテーゼは、本当に、「意味する」ということは意味を一切前提しない非意味論的な事実に訴えて立証されねばならない、ということを含意するのだろうか。

五、慣習と規範

共同体と個人の言語使用の強固な関係や、そこにおいて成立する「振る舞いという基準による非推論的な理解」の捉えにくさ、あるいは共同体それ自体がどのようにして成立するのかという問いの不明瞭さは、結局のところ、「生活形式」という概念の難解さに起因しているように思われる。つまり、我々の言語行為を支えている「正当化なき一致」という剥き出しの事実から、単なる因果性を越えた規則と行為の規範的な関係（論理的な「ねばならない」の堅固さ）を説明するという困難に直面しているのである。

しかし、それだけでは単に因果的な連関を述べたにすぎない。……何が規則に従うということの本質をなしているのかを説明してはいない。いや、そんなことはない。私はまた、人が道標に従うのは、その道標が常時使用されている場合、つまり慣習が存在する場合に限られている、ということも示したのである。（一九八節）

ここでは、「規則に従うことは我々の言語ゲームの根底をなしている」（『数学』第六部二八節）と言う場合の「規則」が「慣習」であること、そして、それこそが我々の「生活形式」に他ならないということが述べられている。このような「根源的規則」とでもいうべき「生活形式（の一致）」は、恐らく、本質的（原理的）にある種の可能性——我々が現実に実践している仕方とは異なる規則の従い方——を排除するという形でしか（我々を従わせる）支配力を発揮できないはずである。それはいったいどのような方法でいかなる可能性を排除しているのだろうか。

例えば、J・マクダウェルは、「生活形式の一致」が「慣習」という形で存在することに積極的な意味を見出し、意味理解

とは理解している当人の状況ではなく共同体の側にある状態であると捉え、個人と共同体の間に強力な関係を見て取る。

言語共同体の共通の成員であるということは、我々が誰であれ他人に対して呈示する外面がいくつかの点で一致するといった事態ではなく、外部の者に呈示するのとは異なる外面を互いに向け合うことによつて、我々の心を相互に通じ合せるものにするということなのである。¹⁵⁾

規則を理解するということは、共同体が訓練によつて「慣習」という行動様式（適用の技術）を身につけさせることに他ならない。実際、規則を教授する際に行われることは確かに、動物の調教や自動機械のような、ある状況に対する盲目的反応（「正当化なしに語を使用すること」）を定着させることであるが、そのような過程で形成された概念的な関係、すなわち「振る舞いという基準」とその意味——それは表現の使用において示される——の直接的な（推論を経ない）関係のみが、妥当な意味理解（定義）として認められるのである（「不当に使用することではない」）。つまり、我々は「生活形式の一致」において同じ概念を把握しているという形で、解釈や推論を用いずとも直接に「他人の言葉に彼の意味すること聞き取る」¹⁶⁾ことができる言語運用能力を共有しているのである。逆に言えば、そのような「判断の一致」を基に形成された概念しか我々には理解（使用）することができないのであり、そもそも共同体によつて植え付けられた反応の仕方以外に反応するすべを持たないのである。このような「慣習」がもたらす制限、共同体の内部でしか言語は意志疎通の機能を果たさないという限界状況において、規範（「こうせねばならない」）が成立するのである。

我々は先に、「規則に私的に従う」ことは、我々が実践している仕方とは異なる一致の仕方（我々とは別の概念形成）を想像することである、と見なしたが、実際それが空虚な想像でしかないことが理解できるだろう。我々は、そのような可能性（我々の一致がこの仕方とは違うこともできたということ）を想像することはできても、そのような概念形成そのものやそ

ここで形成された概念それ自体を想像（理解）することはできない。つまり、どのような想像も我々の仕方でのみ理解可能なのであり、それ以外の仕方の理解は不可能なのである。（人は、あるものが理解不可能であることを想像することはできても、理解不可能なものを想像することはできないのではないだろうか。）我々はそのような事実も他ならぬこの意味と直結させる仕方では理解できないのであり、「これとは異なる仕方の理解（想像）」という表現は、実のところ、我々の理解（想像）そのものの放棄を意味するにすぎない。それゆえ、理解や想像を放棄したくなくれば、我々は自ら実践しているこの仕方に則って行なうしか手立ては無いということになる。こうして、それ自体は偶然的（そうでないこともありえた）出来事にすぎない「一致」（の共有）が必然性の様相を呈するのである。

また、そのような「判断の一致」が言語ゲームの中に直接登場することがないということも、この一致が必然的であるかのような印象を与えるのに一役買っている。とりわけ、成熟したプレイヤーのみによる滑らかなゲームが進行する中では、根源的規則だけでなく大半の規則が透明化している。（極端な場合、そこから規則を読み取ることができるのはすでにそれを理解している者に限られる。）つまり、「判断の一致」は言語ゲームの表面に現れることなく、背後に退いており、「暗黙の前提（了解）」という形でゲームの基礎を形成しているのである。逆に、規則が主題化され、表面化するものは、未熟な者（の不一致や逸脱した反応）に直面し、「そのようなには前提していなかった」という形で、潜在していた同意（一致）が反照的に見出されるときである。しかし、そのような場合ですら、互いに不一致を不一致として認めることができるのは、すでに根源的な一致がある程度共有されているからであり、もしそのような一致が一切存在していなければ、もはや一致・不一致どころの騒ぎではなく、どちらかというところ「異常」としか表現できない状況を迎えるだろう。

このような偶然性の潜在化と規則の透明化が、規則（と適用の強固な関係）を理解するということは「何を」習得することであるのか、ということを見えにくくさせているのは事実である。しかし、そのような事態を細かに観察してみると、逆に、いずれの場合にも共通するある手掛かりを見出すことができるのであり、それは恐らく「その反対のことが想像できな

い」という観点(二五一節)であると思われる。つまり、「こうせねばならない」という規則の支配力は、「それ以外の事態の在り様」の想定(可能性)を否定する形で示されているのである。先に見たとおり、「判断の一致」という単なる事実が必然性の色合いを示すのは、それとは異なる一致の可能性(偶然性)を空虚な形でしか想像できないからである。厳密に言えば、それは消極的な想像ですらなく、むしろ想像の放棄(あるいは意味理解の崩壊)でしかないのだが、「論理的に(想像)可能である」という表現があたかも意味を持つかのような印象を与えるのである。また、規則の透明化に関して言えば、教育の初期段階において、未熟な者は確かに規則と反対の(異なる)ことを想像できる。しかし、それは彼らにとつて規則が未だ規則ではないからであり、教育とはそのような自由(無制限)な想像力の芽がある程度まで摘むことに他ならない。生徒は、そうして植え付けられた諸判断のせめぎ合いによって、流動的であつた判断能力が圧力を受けて徐々に固定されることを余儀なくされるのである。やがて、規則の適用の実践の場面において、「他の適用の可能性」を想定することなく、端的に一致を示すようになった者が、「規則を理解した」と言われるのである。これこそが我々の意味理解の実像を示した「解釈でない規則の理解」に他ならない。

註

- (1) Ludwig Wittgenstein, *Philosophische Untersuchungen*, Basil Blackwell, 1953. 『哲学探究』、藤本隆志訳、ウイトゲンシユタイン全集8、大修館書店、1976。本文中では、第一部は節の番号、第二部は頁数のみにて引用箇所を指示す。
- (2) Ludwig Wittgenstein, *Bemerkungen über die Grundlagen der Mathematik*, Basil Blackwell, 1956, I-113. (『数学の基礎』、中村秀吉・藤田晋吾訳、ウイトゲンシユタイン全集7、大修館書店、1976) 以下『数学』とのみ略記す。
- (3) ここですべてを因果的な問いと誤解すると、極端な自然主義に陥ることになる。ex. Colin McGinn, *Wittgenstein on Meaning*,

- Basil Blackwell, 1984. (『ワイトゲンシュタインの言語論』、植木哲也・塚原典央・野矢茂樹訳、勁草書房、1990) 彼の自然主義的解釈が「規範性」の説明となりえていないことは、ボクシマン等によって確認されている。(Paul A Boghossian, "The Rule-Following Considerations", *Mind* 98, 1989.)
- (4) Saul Kripke, *Wittgenstein on Rules and Private Language*, Basil Blackwell, 1982, p. 107. (『ワイトゲンシュタインのパラドックス』、黒崎宏訳、産業図書、1983)
- (5) *Ibid.*, p. 107.
- (6) *Ibid.*, p. 74.
- (7) *Ibid.*, pp. 77-8.
- (8) *Ibid.*, pp. 110.
- (9) 問題の根は恐らく二〇一節のパラドックスの捉え方にある。クリプキは「ワイトゲンシュタインはパラドックスを是認した」という解釈の下、意味理解の基盤を「個人ではなく、共同体に」求めたのである。しかし、このパラドックスが「誤解」に基づくものであることは二〇一節に明記されており、むしろ、ワイトゲンシュタインはパラドックスを拒否する「個人だけでなく、共同体をも」、視野に収めた意味理解のモデルを提示していると思われるであろう。重要なのは「個人か共同体か」という二者択一ではなく、そのような二分法自体を放棄することなのである。
- (10) Crispin Wright, "Rule - Following, Meaning and Constructivism", in C. Travis(ed), *Meaning and Interpretation* 1986.
- (11) *Ibid.*, p. 278.
- (12) *Ibid.*, p. 288.
- (13) Crispin Wright, "Kripke's Account of the Argument against Private Language", *the Journal of Philosophy* LXXXI (1984), p. 773.
- (14) G. E. M. Anscombe, *Intention*, Basil Blackwell, 1957. (『インテンション』、菅豊彦訳、産業図書、1984)
- (15) John McDowell, "Wittgenstein on Following a Rule", *Synthese* 58, 1984, p. 355. (『規則に従うこと』、永井均訳、『現

(16) 『代思想』 13-14、青土社、1985)
Ibid., p. 351.

(本学大学院博士課程・哲学)